
権利侵害申立てに関する委員会決定

「派遣法・登録型導入報道」

放送倫理・番組向上機構〔BPO〕

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

権利侵害申立てに関する委員会決定

申立人 高梨 昌・関 英夫・木村 大樹
被申立人 株式会社テレビ朝日・朝日放送株式会社

苦情の対象となった番組

『サンデープロジェクト』（毎週日曜日 午前10時～11時45分）

放送日時

- 第1回 2009年2月1日（日）（番組後半の特集 約30分）
「派遣法誕生（前編）～“雇用破壊”の原点はこう作られた～」
- 第2回 2009年2月8日（日）（番組後半の特集 約31分）
「派遣法誕生（後編）～“生みの親”キーマン二人の証言～」

本決定の概要

テレビ朝日・朝日放送（以下「局」もしくは「被申立人」という）の共同制作による『サンデープロジェクト』は、2009年2月1日および8日の2回にわたり、特集「派遣法誕生」（以下「本件放送」という）を放送した。

番組は、2008年秋以降の派遣切り・雇用不安の拡大を受け、いわゆる「労働者派遣法」の問題点、特に「登録型」に焦点を当て、その成立の過程を追った調査報道である。

この中で「労働者派遣法に登録型を導入するにあたり大きな力を発揮したのが、元労働次官と経済学者の2人であることが分かった」と、多くの関係者や本人のインタビューを積み重ねて伝えた。

この番組について元労働次官と経済学者ら（以下「申立人ら」という）が、「インタビューの質問と答えを勝手に切り貼りされ、局の都合の良い内容に捏造された。また、労働者派遣法に『登録型をひっそりと盛り込んだ』などの表現を多用し、2人が派遣切りなどの雇用不安を生みだした犯人だと攻撃された。これにより名誉を侵害されたので、局に対し訂正と謝罪の放送を求める」と、放送と人権等権利に関する委員会（以

下「当委員会」という)に申し立てたものである。

この申立てを受け当委員会で審理した結果、本件放送には一部に申立人の社会的評価に影響をもたらす表現が含まれているが、申立人らが公人として労働者派遣法の制定に関わっていた以上、論評を受忍すべき範囲は一般人よりも広く認められるし、そもそも放送内容自体にはその重要な部分において事実と反するところがなく、現在の雇用不安に至る原因を探るといふ公共性の高い性格を有していることから、名誉毀損などの違法性はないとの見解に至った。

また、この調査報道番組を制作するに当たって、インタビュー証言の編集や放送表現に関し、なお配慮すべき点が幾つかあるものの、放送倫理上問題ありとまではいえないとの結論で当委員会は一致をみた。

委員会決定は以下の構成をとっている。

I 事案の内容と経緯

1. 申立てに至る経緯
2. 放送内容の概要
3. 申立人の申立ての要旨
4. 被申立人の答弁の要旨

II 委員会の判断

1. 派遣法成立の経過と報道のあり方
2. 事実の認定と判断
3. 放送内容についての評価

III 結論

IV 審理経過

I 事案の内容と経緯

1. 申立てに至る経緯

第2回の放送の翌日(2月9日)、申立人高梨氏はテレビ朝日の番組プロデューサーに対し、「私を、派遣切り・雇用破壊の元凶とするような番組であった。事実誤認に基づく恣意的な捏造報道であり、労働経済学者としての名誉を傷つけられた」として、早急に名誉回復の措置などをするよう電話を入れた。また翌日には同内容の質問状をテレビ朝日に送付した。

これに対しテレビ朝日は1週間後に、「高梨氏らを雇用破壊の元凶などと中傷・攻撃

はしていない」などとする回答書を送った。

高梨氏はこれに納得せず、3月3日当委員会に対し、高梨氏のほか関・木村の両氏も加わり、テレビ朝日と朝日放送に「訂正と謝罪の放送」を求める申立てを行った。

3月18日、テレビ朝日・朝日放送はこれに対応する形で、高梨・関両氏に労働者派遣法について語る『サンデープロジェクト』の企画への出演を提案したが、高梨氏らは翌日これを拒否した。

この後、両者の話し合いは進まないまま解決が難しい状況となったことから、委員会は4月21日、この事案の審理入りを決定した。

2. 放送内容の概要

(1) 第1回 派遣法誕生（前編）（2月1日放送）

番組のオープニング、田原総一朗氏、寺崎貴司アナウンサーらが揃ったスタジオで、取材に当たった内田誠リポーターが特集の予告をする。

内田リポーターは「派遣法については99年の対象業務の原則自由化と2004年の製造業への派遣解禁、この（派遣法制定）後行われた2つの改正が問題であるということで、槍玉に挙がっているんですが、実は法制定の最初に登録型というものが認められたこと、このこと自体にもともと問題があったと考えています。この登録型といわれるものはですね、派遣法制定の最終段階、ギリギリになって突然に法案に書き込まれるという経過をたどっているんですね」と述べる。

特集はまず、視聴者を引きつけるためのアバンVTR（1分16秒）で始まる。「登録型派遣を廃止しろ！」と叫ぶ派遣労働者のデモ行進、そして「なぜ登録型は派遣法で認められたのか？」「立法過程に隠された反対意見を封じる驚くべき策略」というナレーションに続いて、「これは八百長でやったな」という発言、さらに「いったい誰がそれを行ったのか？」というナレーションに、「次官ですよ、関さんですよ」「ざっくばらんに言いますと、高梨先生」と答えるインタビューなどがあり、「雇用破壊の原点を独走追跡した」というコメントでアバンVTRは終わる。

これを受けたスタジオで内田リポーターが「この登録型は派遣法制定の最終段階で、いわばひっそりと法案に書き込まれるという経過を実はたどっているんです」などと述べて、本編VTRに移る。

本編のVTR-1は、「派遣切り反対！」と叫ぶ派遣労働者らのデモ行進の映像から始まる。続いて同じ派遣労働者でも安定した生活を送っている人々がいることは知られていないとして、『メイテック』というエンジニアの派遣に特化した人材派遣会社を取り上げる。この雇用形態は「常用型」で、専門的な先端技術を持った社員を教育し、

安定的に企業に派遣しているという。そして本来派遣法が想定していたのは、こうした専門性の高い労働者だったと紹介する。

一方、世界同時不況による減産を受け、自動車工場から「雇い止め」された若者が登場する。派遣会社は次の仕事を探すと言ったが、ひと月待っても何の連絡もなかったという。この雇用形態が「登録型」で、派遣先企業と派遣会社の契約が切れると、労働者は直ちに職を失い、派遣会社の住宅からも出て行かざるを得ない。「派遣切り」として社会問題化しているのが、この「登録型」だと伝える。

1985年、この「登録型」を盛り込んだ労働者派遣法が成立したが、その後、1999年には対象業務が原則自由化され、2004年には製造業にも派遣が解禁された。こうした制度改正が今の問題を引き起こしているのではないかと、国会でも大きな論議を呼んでいることを伝える。

しかし、「登録型」を認めたこと自体が問題だとする意見も紹介する。

そして「登録型は、派遣法が成立した1985年の時点ですでに認められているが、実は法案提出の直前になって、なかばひっそりと盛り込まれたものだった。いったい誰が、どのような意図でおこなったのか」というナレーションがあり、番組は派遣法がどのような制定過程をたどり、いかにして「登録型」がその中に盛り込まれていったかを追っていく。

戦後に制定された労働基準法により中間搾取が禁じられ、職業安定法によって労働者供給、つまり人材派遣が原則禁止されたことや、1960年代にアメリカから人材派遣会社マンパワーが日本に進出、業務請負サービス業を名乗る実質的な人材派遣業が広がったが、これを労働省が黙認した結果、労働時間や賃金をめぐるトラブルも増えていったことなどを伝える。

「このため政府は1978年、派遣事業を規制する方針に転換、労働者派遣法制定に向けた動きはここから始まる。そして、労働者保護の名のもと、実に驚くべき方法で、今日の不安定雇用を生み出した原因が法案に盛り込まれていったのだ」というナレーションがあり、VTR-1が終わる。

CMを挿んでスタジオに戻り、内田リポーターが「登録型は労働組合の反対にもあっていました。それが、法案が国会に提出される直前にひっそり書き込まれるということだったんです」と述べ、寺崎アナウンサーの「どのように登録型というのは書き込まれたのでしょうか」というコメントでVTR-2に入る。

VTR-2は、「1979年、労働省は労働力需給システム研究会を設置、労働者派遣法の立法化作業がスタートした」というコメントで始まる。研究会の座長が高梨氏だったが、1年半後に出された研究会の提言では、派遣労働者は「常用型」に限ると

され、「登録型」は否定されたと伝える。

1980年、労働省は労使双方の意見を聞くため「労働者派遣事業問題調査会」を設置したが、労働組合側が「派遣労働は不安定雇用の労働者を増やすものだ」と猛反発し、調査会は中断に追い込まれたという。しかし、システムエンジニアなどの派遣労働者を保護するためとして、中立労連が派遣事業の制度化を労働省に申し入れたことから論議が再開される。

その結果、「常用労働者としての雇い入れを促進することが適当。対象分野については、事務処理サービス、情報処理サービス、ビルメンテナンス、警備に代表されるような分野での業務に限定することが適当」という調査会の報告書がまとめられたと伝える。ここでも「登録型」への言及はなかったという。

この調査会の報告を受け1984年、「労働者派遣事業等小委員会」が設置され、高梨氏が座長に就いたが、「ところが7か月後、小委員会が出した報告書には常用雇用型と並んで、なんとこれまで全く出ていなかった登録型が入っていたのだ」と伝える。

この「登録型」導入には反対の声も多かった。労働省の当時の担当者は「あくまで専門的、技術的な業務を基本とすることで、業種の選定、そして派遣期間のしぼりをつけることがセットになっていけば、登録型が必ずしも不安定雇用につながるという認識は当時は持っていなかったですね」と証言する。

「結局派遣法は登録型を認め、13の専門業務に限定して、1986年に施行された。しかも、派遣業者たちは、業務を意図的に拡大解釈し、専門性の低い一般事務などにも派遣を行ったこともあり、派遣事業は急速に拡大した」という説明がされる。さらに「限定だった対象業務が原則自由化されたのは1999年だが、実は施行直後からなし崩し状態にされていたのだ」というコメントがあり、バブルが崩壊した1992年頃にも、現在と全く同じような派遣切りが行われ、社会問題化していたと指摘する。

VTR-2の最後の部分では「派遣法に登録型を入れようと、強力に押し進めたのは誰なのか」と問うナレーションに対して、当時の労働省雇用政策課長・齋藤氏の「それはね、次官ですよ、関さんですよ」、当時の雇用政策係長・木村氏の「誰が言い出したか」というと、まあざっくばらんに言いますと高梨先生」という発言が紹介され、「実はこの2人こそが、登録型を入れた労働者派遣法の成立を主導していたのだった」というコメントでVTRは終わる。

(VTR-1 + VTR-2 26分08秒)

これを受けたスタジオでは寺崎アナウンサーが「登録型を入れるって話じゃなかったのに、突然スウーと入ってきたことですよ」、田原氏が「来週は両者出てくるわけ。それは面白いねえ」、内田リポーターが「ご本人たちのインタビューがありますので、

ちょっと驚かれるかもしれませんが、ぜひご覧ください」などと発言して前編の放送を終える。

(2) 第2回 派遣法誕生(後編)(2月8日放送)

番組のオープニングで寺崎アナウンサーが、「派遣には常用雇用型と登録型の2つのタイプがあって、そのうち登録型というものは85年の法律制定の直前に盛り込まれたと、ここまで先週お伝えしました」などと述べ、小川アナウンサーが、「特集 派遣法誕生 後編 “生みの親” キーマン二人の証言」は11時6分頃からの放送ですと予告する。

特集は、派遣法の立法化と「登録型」導入について簡単に紹介するアバンVTR(1分12秒)に続き、スタジオで内田リポーターが「(先週の放送で)登録型は85年の派遣法制定の直前にですね、なかばひっそりと盛り込まれたというふうにお伝えしたんですが、後編の今日は、登録型導入を主導した当時の労働次官、それからひとりの経済学者、この2人の証言を通じて、どういう意図で、どのように登録型を盛り込んでいったかを明らかにしたいと思います」と述べ本編VTRに入る。

VTR-1は、「派遣切り」された労働者が生活保護を求め区役所の窓口に殺到する映像、派遣労働者らが「登録型を禁止せよ」と集会で叫ぶ映像から始まる。そして「登録型を盛り込んだのは誰なのか」とのナレーションに、齋藤氏の「次官ですよ、関さんですよ」という発言、さらにナレーションは「関次官こそ、登録型にこだわった本人だという。さらに」と続き、木村氏の「ざっくばらんに言いますと、高梨先生」の発言が流れる。

そして画面には「派遣法立法化の謎～いかに登録型を入れたのか」との全面スーパーに続き、登録型をめぐる関係者の証言などを次々に紹介していく。

この中では、「労働力需給システム研究会」の座長を務めた高梨氏が、その著書において「私たちの提言では、登録形態を否定し、雇用契約期間の定めのない労働契約とすることを必要条件とするよう提言した」と書いていると紹介する。

また当時、労働省参事官として研究会の事務方を勤めた田代氏は、「これ(登録型)こそ、不安定の最たるものですよ。私はやはり常用雇用型からスタートすべきであるから、研究会報告もこの線でまとめていただきたいと労働省の立場を委員に伝えた」と証言する。

研究会を受けて設置された「労働者派遣事業問題調査会」は、労働組合の大反対に遭い2年半中断したが、VTR-1からCMを挿んでVTR-2にかけて、調査会が再開した裏には、派遣法制定が必要だと思っていた当時の労働次官・関氏の動きがあっ

たと伝える。関氏は「実は私は電機労連にずいぶん行ってるんです。私のほうから出向いて組合の意見を聞くというのは、非常に意味があったし、それでただ反対ではなくてですね、むしろ推進するような意見も聞けるんです」と語り、中立労連が、「常用雇用」と4業種に限定する条件付きで、派遣事業の制度化を労働省に申し入れたことを紹介する。

調査会は再開から2か月後、派遣法の制定を認める報告書をまとめたが、この時点でも「登録型」はまだ入っていなかったという。

この報告書を受け労働省は1984年、「労働者派遣事業等小委員会」を設置、高梨氏が座長に着いたが、その7か月後の小委員会報告には調査会の報告書に入っていなかった「登録型」が入れられていたと伝える。

これに対し、調査会に参加していた全日本港湾労働組合の幹部が「これは八百長でやったなというふうに、おれは思ってるけどね。組合が全部反対したら絶対あんなものはなかった」と反発した声が紹介される。

「登録型を小委員会の場に持ち出したのは、最初の研究会の座長を務めた高梨昌氏で、小委員会の冒頭こうも言ったという」とのナレーションに続き木村氏が、「高梨先生からはっきり言われたんですけど、要は調査会の報告書は参考にはするけれども、これに全部拘束されることはないという前提でスタートしてます」と証言する。そして当の高梨氏も「登録型は必要だというお考えは、ずっと首尾一貫したものですか」という問いかけに、「そうです。今でも登録型がなきゃ困ると、それが派遣の特色だと思っています」と答える。

高梨氏は調査会の石川座長に次のように助言したと言う。「この際、何がしかの立法が必要だということでまとめてくれませんか。そうすれば立法の中身はね、僕が考えますよと、こういうことを言った覚えはありますね。そしたら先生が『それで行こう』と」。

このあと、高梨氏と内田リポーターの次のようなやりとりが展開する。

高梨 調査会が出来て3年ほど開店休業になりますけれども、その間に実態っていったら、どんどん派遣事業普及しちゃってるわけですよ。こんな普及してね、実際は登録型なんですよ、圧倒的に。そういう状況にきたところで、小委員会が発足しますから、当時は登録型の派遣をどうやって位置づけるかと懸命に考えたんだな。

内田 派遣法をとにかく通すために、本来必要とお考えの派遣法よりも、小さく小さく見せるような努力をいろんな段階でされてたという事ですね？

高梨 そう、最初からそうですね、それは。

内田 登録型はなかなか最後の議論まで出さないようにして。

高梨 はい。

内田 業務も少なくする…。

高梨 はい。

内田 実際にはもっと増えるだろうことは予想ついてました？

高梨 ええ、してました。そこはね。

内田 高梨さんは策士でいらっしゃったんですね？

高梨 策士じゃないって、僕は。だって政策やるにはそのくらい用心深くやらなきゃとても出来ませんよ。

さらに高梨氏は関労働次官との関係について「関さんは僕と大学同級なんですけどね。関さんはちゃんと僕をバックアップしてくれましたよ」と語る。

これを受けて、次のようなまとめのナレーションが流れる。

「つまり、関氏は当初から登録型を入れた派遣法を考えていた。それを実現させるため、高梨氏は登録型反対派の意見を取り入れ、いったんは常用雇用型のみの案をまとめさせる。そして、最後の段階で登録型を入れ込んだのだ。こうして関氏と高梨氏の協力で、彼らが意図した通り、登録型を含んだ派遣法案が国会に提出された」

このあと番組は、登録型が盛り込まれた派遣法は1985年に成立、翌年に13の専門業務に限って施行されたが、対象業務はなし崩し的に広げられていったとして「不安定雇用を生んだ原因」を追ってゆく。

その1点目として、対象業務の拡大解釈を指摘し、「当初対象を専門13業務に限っていたが、最初から大きな抜け道があった」「専門性が高い業務に認められていた労働者派遣を、派遣業界は文書整理もファイリングなどと拡大解釈して専門性が低い一般事務に次々に人を送り込んだのだ」などとコメントする。高梨氏の「業界が派遣法を歪めた」と厳しく批判する発言が紹介されるが、こうして登録型派遣は右肩上がりに拡大したと伝える。

2点目として労働省が偽装請負を放置したと指摘し、「現在、派遣切りが大きな問題となっている製造業派遣。製造業派遣が解禁された裏には、実は労働行政の不作為がある」「偽装請負が放置できないほど拡大した結果、現状追認のため労働省が行ったのが派遣法の制定だったのだ」として、高梨氏が「もう身動きできない状況ですから、それじゃ派遣で認めて規制することを考えたらどうかと、こういうことは言った覚えがありますよ」と証言する。

そして「派遣法の成立、そしてその後の改正も常に現状追認の歴史だったのだ」「派遣法制定を主導した当事者たちは、今何を思うのか」とのナレーションに続きインタビュアーが2人に、「この雇用不安の状況に85年の労働者派遣法は責任がないですか？」と尋ねる。

高梨 僕はないと思いますけどね。むしろ90年代後半の所で派遣の悪用が、派遣

法の改悪が始まったと思ってますね、僕は。

関 私は当初の派遣法の責任というのは、あまりないと思います。必要な時に雇い、必要なくなったらすぐ労働市場に追い出せばいいというような雇用についての市場主義といいますかね、そこに問題があるんだろうと思うんですよ。

(VTR-1+VTR-2 26分20秒)

CMの後スタジオに戻る。田原氏が「ちょっと、だけどもね。高梨さんに責任を問うっておかしいよ。当時は人が余っていたんだよ、いくらでも」、「いかにも今から言ってね、犯人が高梨なんていうのはね、それはちょっと違うと思うよ」、「先週から犯人は2人だっていう感じでやっているじゃない」などと発言する。

これに対し内田リポーターは「高梨さんが犯人だなんてことは言っていないつもりなんですけれども。その登録型を入れても、いろんな条件を付け加えてやっている国は外国にいくらでもありますので」などと答える。最後は寺崎アナウンサーの「これは本当に大問題ということですね。ほんとなんとかしてもらわないと」という締めで終わる。

3. 申立人の申立ての要旨

(1) 事実の捏造

1 故意に真実を無視した、悪意に満ちた捏造表現

申立人らは番組のインタビューに際し、労働者派遣法の立法の経緯について、以下の事実を資料のコピーも与えて懇切に説明した。

- ①当時の事務処理サービス業を対象とすることは当初から予定されており、その事業形態に照らせば、登録型の派遣事業を含むことは、法案を審議する中央職業安定審議会における当然の前提であった。
- ②ビルメンテナンス業のような常用型と、事務処理サービス業のような登録型ではタイプが違うので、それに応じた制度にすべきだという審議会の議論を踏まえ、常用型については届出制、登録型については許可制とすることを事務局から提案したものである。
- ③審議会の前の段階の調査会においても、公益委員からは、新しい働き方を認めていくべきだという意見が出ていたが、関係労働組合の強烈的な抵抗により、まともな審議が出来なかったため、常用雇用型を原則とするかの如き表現とならざるを得なかった。

立法に至る過程は、反対意見があることを踏まえた上で、小委員会を含む中央職業安定審議会は、公明正大に審議を尽くして法律案要綱を立案した。

この要綱案に基づき、労働省と内閣法制局が合議して条文化し、これを再び中央職業安定審議会に付議したところ、審議会ではこの法律案に異議なく、労働大臣に対し立法すべき旨の答申書を提出した。そして国会で、十分な議論を経たうえで、立法に至ったものである。

しかし番組は、事実を故意に無視・隠蔽して、「登録型は、法案提出の直前になって、半ばひっそりと盛り込まれた」と何度も伝えたが、そのような事態は発生する余地がない。

これは、故意かつ悪意に満ちた捏造表現と言わざるを得ない。

2 インタビューを勝手に切り貼り細工した、故意の捏造

番組には、次のようなインタビューの部分が数回ある。

(ナレーション)

「派遣法に『登録型』を入れようと、強力に推し進めたのは誰なのか」

(齋藤邦彦雇用政策課長・当時 インタビュー)

「それはねえ、次官ですよ、関さんですよ」

(ナレーション)

「さらに『登録型』を持ち出したのは・・・」

(木村大樹雇用政策係長・当時 インタビュー)

「誰が言い出したかというと、まあ、ざっくばらんに言いますと、高梨先生」

(ナレーション)

「労働省事務次官だった関英夫氏、そして『登録型』を否定した研究会の座長だった高梨昌教授。実はこの2人こそが『登録型』を入れた労働者派遣法の成立を主導していたのだった」

しかし、このインタビューにおいて齋藤氏が、「それはねえ、次官ですよ、関さんですよ」と発言したのは、「派遣法の制定に熱心だったのは誰か？」という質問に対するものである。

また、申立人木村の「誰が言い出したかというと、まあ、ざっくばらんに言いますと、高梨先生」と発言したのは、「審議会を主導したのは誰か？」あるいは「派遣法の制定に熱心だったのは誰か？」という質問に答えたものである。

このように番組では、齋藤氏の発言、申立人木村の発言のいずれも、回答部分だけを切り抜いて、勝手に切り貼り細工を施し、あたかも申立人関と、申立人高梨が「登録型」を法案に書き込んでいった主導者であるかの如き誤った報道をしており、故意の捏造である。

(2) 申立人関及び申立人高梨に対する個人攻撃

番組は、申立人関と申立人高梨に対する個人攻撃に焦点を絞ったもので、その典型的な部分を以下に列挙する。実際の攻撃の悪質さは、文字だけでなく映像を見れば、より明らかである。

< 1回目の放送 >

(ナレーション) 不安定雇用だと禁止を求められる登録型派遣。なぜ登録型は派遣法で認められたのか。立法過程に隠された反対意見を封じる驚くべき策略。

(スタジオ内田) 「登録型」は、派遣法制定の最終段階で、いわばひっそりと法案に書き込まれるという経過を実は辿っているんです。前編の今日は、「登録型」を誰がどういう意図で書き込んだのかということを追跡しています。

(ナレーション) 労働者保護の名のもと、実に驚くべき方法で、今日の不安定雇用を生み出した原因が法案に盛り込まれていったのだ。

(ナレーション) 労働省事務次官だった関英夫氏、そして登録型を否定した研究会の座長だった高梨昌教授。実は、この2人こそが登録型を入れた労働者派遣法の成立を主導していたのだった。

< 2回目の放送 >

(ナレーション) 取材から見えてきた驚くべき真相。

(字幕スーパー) 「派遣法」立法化の謎～いかに「登録型」を入れたのか

(ナレーション) つまり、関氏は当初から登録型を入れた派遣法を考えていた。それを実現させるため、高梨氏は登録型反対派の意見を取り入れ、いったんは常用雇用型のみ案をまとめさせる。そして最後の段階で登録型を入れ込んだのだ。こうして関氏と高梨氏の協力で、彼らが意図した通り、登録型を含んだ派遣法案が国会に提出された。

以上のように、2回の番組は、申立人関と申立人高梨に対する個人攻撃を目的とする内容であり、これについては田原総一郎氏が2回目の最後で、「先週から『犯人は2人だ』っていう感じでやってるじゃない」と述べている通りである。

(3) 権利の侵害及び放送倫理違反

人権侵害： 申立人3人の名誉の侵害 信用の失墜

申立人関及び高梨は、故意に事実を無視した悪意に満ちた捏造報道により個人攻撃され、2人の名誉・信用は著しく毀損された。

また放映後間もなく、インターネットの2チャンネルなどに、「2人が犯人だ」とす

る内容が書き込まれ、匿名の恫喝電話が入るなどして、身近に危険を感じ、怯えながらの生活を強いられた。

一方、申立人木村は、インタビューの勝手な切り貼り細工により、放映後に会った知己や、番組を視聴していた者の多くに、「テレビ朝日に高梨を売った」と見られるなどして、その名誉・信用は著しく毀損された。

放送倫理違反：事実の捏造 不公平な報道

「登録型の派遣事業は、審議会の最終段階でこっそり入れられた」という報道は捏造であり、しかも事実に基づかない根拠のないものである。このような不公平な報道は、放送倫理に著しく反するものである。

(4) 放送局に求めること

訂正放送と謝罪放送

4. 被申立人の答弁の要旨

(1) 事実の捏造という指摘について

労働者派遣法制定に関わった当事者およそ30人（申立人3人も含む）にVTR及びペン取材を行い、また関係者が執筆した著作、当時の公的な記録にも広く当たった。その取材から得た情報を多角的に検証し、取材した事実を基に今回の企画を放送したもので、事実の捏造などは行っていない。

ア、「ひっそりと」など悪意の捏造表現という点について

「なかば、ひっそり」という表現は、研究会、調査会の議論及び報告書で否定された「登録型」が、この2つの結論を前提にせず小委員会の議題に上げられた上、最終的に報告書に盛り込まれたことを表している。

小委員会では、（調査会の当時のような）強い反対勢力のいない場で、「登録型」の議論を俎上に載せ、これを報告書に盛り込んだもので、「反対勢力の耳に入らぬ間にひっそり」ということであり、「なかば、ひっそり」という表現は、このような事実に基づく公正な論評に該当すると考える。

イ、インタビューの切り貼り細工、捏造について

齋藤氏のインタビュー「それはねえ、次官ですよ、関さんですよ」については、法案中の「登録型」の問題点と成立過程に対する労働省の関わりについてインタビューしている中で、

取材者「労働省内で直接関わられたのはもちろん齋藤さんなんですけども、もっとトップの方ですね、これを引っ張っていこうと、つまり、精力的にこれをやるんだと、引っ張って行こうとされたのは、どなたなんでしょう」

と、労働省の人物は誰かを聞いた質問に対して答えられたもの。

関氏自身も派遣法には「登録型」が必要であるという認識を示しており、そのコメントも番組の中で使用している。

また、木村氏の「誰が言い出したか」というと、まあ、ざっくばらんに言いますと、高梨先生」という部分が含まれる回答の直前の取材者（内田氏）の質問は、

内田「調査会の報告書の段階では、確か、まだ登録型と言われるものについては言及がないと思うんですが、いつごろ登録型という話が沸き起こってきたんでしょうか」

という質問であり、それに対して木村氏は、関係業界からのヒアリングを行い、様々な要望などがあったことを述べられた後、自ら述べられたもの。申立人が主張する「審議会を主導したのは誰か？」あるいは「派遣法に熱心だったのは誰か？」という質問に対する答えではなく、異なる質問と答えをつなぎ合わせた捏造ではない。

申立人が主張するような編集方法により、「登録型」とそれを含む「派遣法案」を押し進めた人物を特定したわけではなく、インタビューなどを恣意的に編集したものでなく、事実の捏造でもない。

（2）高梨氏、関氏への個人攻撃という指摘について

番組は、不安定雇用の原因とされる労働者派遣法の問題点を検証すべく企画された。そして問題とされる「登録型」が、なぜ、どのように派遣法に盛り込まれたのかも取材、検証した。またそれに留まらず、この問題を放置してきた「行政の不作为」についても検証した。

申立人が主張するような、高梨氏、関氏に対する個人攻撃を目的とした番組を放送したものではない。あくまで「派遣切り」の現状を作り出した原因を究明したもので、その取材の結果、申立人の関わり方などが明らかになったものである。

また、国民に大きな影響を及ぼす法案の立案・制定に関わる者は、民間人といえども国民に責任を負うべきものであると考える。いわば公人、もしくは準公人とも言える立場にあり、いわんや労働事務次官は行政のトップとしてまさしく公人である。

その取材・検証の結果、論評される部分があった場合、事実に基づいてその論を述べるのも報道番組として通常の内容であると考えられる。

申立人が「個人への攻撃」と捉えている部分がこの論評であるとすれば、当社では当事者への取材に基づいた「公正な論評」であると考えます。もちろん番組の中では、それらに対する申立人らの考え方や反論も紹介している。

なお田原総一郎氏は、番組前半の田原コーナーでは司会を務めているが、後半の企画コーナー（本件はこれに含まれる）では、番組のコメンテーターとしての役割を担っている。今回の特集に対する田原氏の意見は「登録型に原因を求めるのではなく、それに続く法改正と、現在の不況が大きな原因ではないか」という見解を示したもので、番組における言論の多様性の証であると考えている。

（3）権利の侵害及び放送倫理違反との指摘について

上記（1）、（2）の通り、番組は申立人関氏・高梨氏が主張するような個人攻撃を目的としたものではなく、公共の利害に関する事項について、もっぱら公益を図る目的で放送されたものであり、また、申立人が主張するような事実を捏造したのではなく、真実を放送したものであり、評価にかかわる部分は真実に基づく公正な論評に該当するものである。

したがって、番組が申立人の社会的評価を低下させるものであるとしても、申立人の権利を侵害するものではない。また申立人が主張するような事実の捏造や不公平な報道ではなく、放送倫理上の問題もないと考える。

また申立人木村氏が主張するような形でのインタビュー部分の放送は行っておらず、発言が木村氏の社会的評価を低下させるものとは言えず、番組は木村氏の名誉・信用を毀損するものではないと考える。

II 委員会の判断

当委員会は本件放送の録画を視聴したうえで、申立人、被申立人から提出された申立書、答弁書、関連資料等を検討し、更に両者へのヒアリングを経て、以下のように判断するに至った。

1. 派遣法成立の経過と報道のあり方

（1）派遣法成立までの経過

1978年8月、行政管理庁は労働省に対して「民間職業紹介事業等の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告」において、当時増加していた派遣的形態で行われていた事業（業務処理請負事業）が、労働者供給事業を原則的に禁止している職業安

定法との関係、労働者保護の在り方との関係で問題ありとして、その指導、規制の在り方を検討することを勧告した。これが派遣法立法化の発端となった。

労働省はこれを受けて1978年10月、申立人高梨氏を座長とし5名の委員からなる「労働力需給システム研究会」を設置した。研究会は1980年4月、「今後の労働力需給システムの在り方」を取りまとめ、この中で、労働力の需給関係、労働者保護に関する社会情勢の変化等から、派遣労働者を「雇用期間の定めのない労働者」として雇用契約を締結する形でのシステムの創設を労働省に提言した。

労働省はこの提言を受け、1980年5月、労使をはじめ広く関係者の意見を聞き、コンセンサスの形成を図りつつ調査検討するために、職業安定局長の私的諮問機関として「労働者派遣事業問題調査会」（石川吉右衛門会長）を発足させた。同調査会は派遣事業を法制化すること自体をめぐって労使の意見が激しく対立し、2年6カ月の中断期間をはさんで再開後、1984年2月、派遣される労働者の保護と雇用の安定の観点から、何らかの対応策を講じる必要があるという点で意見の一致を見て、「大勢としては、労働者保護の観点から早急に必要な規制措置を講じた上で、労働者派遣事業を認めていくべきである」とのまとめが行われた。

この中では、①労働者派遣事業の対象区分については、専門的な知識、技術、経験を必要とする分野、他の従業員とは異なる労務管理、雇用管理を必要とする分野等に限定すべきこと、②労働者派遣事業は労働大臣の許可制とすること、などの歯止めが付されていた。

労働省はこの報告を受け、1984年2月、直ちに労働大臣の諮問機関である中央職業安定審議会（大内力会長、公労使各7名で構成）に検討を依頼し、同審議会は、専門的かつ集中的に検討するため「労働者派遣事業等小委員会」（座長高梨氏、公労使各3名で構成）を設置した。なお、小委員会の労働者委員は総評、同盟、中立労連から出ている。

小委員会は、設置以来16回の会合を開き、労働者派遣業を制度化し、そのために必要なルールを早急に確立することが適当であるとの結論に達し、同年8月、高梨座長が「試案」を提出した。小委員会は、この試案に基づき審議した結果、同年11月、「労働者派遣事業問題についての立法化の構想」と題する報告書を取りまとめ、中央職業安定審議会に提出した。

小委員会報告の骨子のうち、本件に関する部分は次の通りである。

① 対象業務は

- ・単純労働者以外の専門的知識や経験を有する者に行わせる必要のある業務
- ・通常の事業活動において他の労働者とは異なる雇用管理が行われている業務

② 労働者派遣事業を実態的に二つのタイプに区分し、

- ・いわゆる登録型については労働大臣の許可制とする

- ・いわゆる常用雇用型については労働大臣への届出制とする

労働省は、この報告および中央職業安定審議会での議論を踏まえ、1985年2月、派遣法の「法律案要綱」を同審議会並びに関係審議会に諮問した。

中央職業安定審議会においては、この法律案要綱について労使各側の委員が組織内部での検討を加え、その検討結果に基づき、高梨氏が総合調整を行った上で審議会としての答申案文を作成して同年2月15日の本審議会に提示した。同審議会の審議を経て最終的な調整を行った後、審議会は「諮問要綱はおおむね妥当である」との結論を得て、同日労働大臣に対する答申を行った。

さらに関係各審議会からの「おおむね妥当である」との答申を受け、政府は同年3月15日に法律案を閣議決定し、同月19日、第102国会に提出した。

国会においては多岐に渡る審議を行い、各院での修正、附帯決議などが行われて同年6月11日に成立した。

(2) 審理の対象

本件において申立人らは、「①行政管理庁からの指摘以来、事務処理サービス業における派遣の実態を承知しており、その実態から登録型で対応することが予定され、議論をしてきたところである。しかし、派遣そのものに反対する労働組合側の強烈な抵抗があり、調査会の段階ではほとんど修文できず、『常用雇用型』を原則とするかのごとき表現とならざるを得なかった。②小委員会における審議開始もしくは小委員会報告が中央職業安定審議会に提出された時以降は反対意見を封殺することなく、公明正大に論議できる環境下で審議が行われた。以後、同審議会の答申、法案要綱、法案の作成と国会への提出、国会での審議が行われ、正当に立法された」と、その立法の経過を述べている。

その上で申立人らは、「それにもかかわらず、本件放送は、②の点を無視し、もっぱら①の段階で『登録型』を導入することが社会に開示されていなかったという一点をとらえ、それはあげて申立人関・高梨らによって仕組まれたと非難することに終始していて、不当である」と主張する。

これに対して被申立人は、「本件放送は、問題が表面化したあとの②の立法経過について問題にしているものではなく、立法過程全体を調査していく中で明らかになった事実を伝えている。そこまでもってくるまでの両申立人らの果たした役割が重大であり、その後の改正を含めて今日の深刻な事態を招いた根源がそこにあること、そのことについての官僚トップと学者の協働作業の結果責任があるとの認識を得て、その過程を追跡する意味で制作したものであり、何ら不当なものではなく、大きな意義のある放送であった」と主張している。

したがって当委員会は、本件申立てについては、①の過程について、前記「放送の概要」に記した内容、並びにその表現等において、事実と反した部分があるか、または表現等において事実経過等に照らして不当と評価されるべき点があるかどうかを審理の対象になると考える。

(3) 報道のあり方

審理に当たって当委員会は、本件放送について次のような点を考慮したことをあらかじめ明らかにしておきたい。

ア、問題の重大性

「労働者派遣法」は、労働者供給事業の原則禁止を主旨とするわが国労働行政の根幹を変え、労働力を流動化させ、さらに流動化される労働者の生活や、雇用する側の企業の雇用対策を決定的に変えることにつながる重要な法律である。その成立過程を調査、検証していくことは、とりわけ寒空に身をさらすことになった人たちが大量に発生し、政治の在り方を問われるに至ったこの時期に、なぜこのような過酷な状況が生じたのか、その淵源を探ることは報道機関が取り組む仕事としては大きな意義のあることである。

法制が大きく変化するにあたって、それに関係した個人の果たした役割が報道の視野に入るのもまた自然なことである。その際に関わった個人が公人、もしくは準公人とみなされる立場にあったときには、報道が当該個人の社会的評価に影響を及ぼしたとしても、一般人よりもそれを受容すべき場合が多いことは判例においても確立している見解である。

イ、登録型派遣の立法化の必要性

1970年代、登録型形態を含む派遣労働は、当時の法制においては違法ないしグレーゾーンと評価されていたものであった。それは主として社会環境、労働実態の変化に伴う必然性があったにせよ、当時の労働行政のあり方が行政管理庁から指摘されるほどに、その「不作為」が批判されなければならない状態であった。

この時、この問題に直面して立法的解決に向けて対応するにあたり、その中核となって携わるようになったのが、社会政策・労働法制の権威であった申立人高梨氏、労働行政の責任者であった申立人関氏をはじめとする労働省の関係部局の人々であった。両申立人が、「進むも地獄、退くも地獄」といった状況下で、泥をかぶるような心境でこの仕事に臨んだことも想像に難くない。

すでに既成事実が積み重なっており、問題解決には行政による是正か、立法による原則承認の上での規制しかないという困難さがあった。両申立人が選択したのが後者の道であったこと、そしてそれを実現させる手法として、おおむね本件放送が伝える

経過をたどったのであろうということもまた想像に難くない。

その手法とは、激しい反対運動が予測されることから、一定の範囲までは反対論の強い労働組合関係者にも開示して、反対意見も聴取するという手続上の形を整えたうえで、登録型を盛り込んだ法案のコンセプトについてはあらゆる反論に耐えうるよう技術的な配慮を尽くすが、その過程はあえて積極的に公にすることを避け、中途段階で行き詰まることを慎重に回避したというものである。

ウ、国民の知る権利と報道のあり方

しかし他方において、以上のような問題の重大性と当時の状況を考えるとき、行政は激しい反対運動に直面するという困難を覚悟のうえで、問題に対応していく過程を国民の前に明らかにし、どのような方向で対処したらよいかを透明かつ民主的な手法で選択してゆく必要があったのではないかという視点から歴史を検証することもあってしかるべきであり、それが報道の対象とされることは、国民の知る権利からは望ましいと言える。

そのような観点から、報道機関が調査や取材を通じて、国民の目に触れることのない事実を明らかにし、これに関わった公人の考え方や行動にも迫っていくという気概を持って取り組んだことは、むしろ評価されてしかるべきであろう。

当委員会は、本件放送の内容が、そのあるべき使命を超え、事実を曲げ、論評の域を逸脱している部分があるかどうか、表現において問題がなかったかどうかを検討した結果、申立ての内容に即して以下のとおり判断する。

2. 事実の認定と判断

まず前提として、労働者派遣法の制定自体がその後の適用範囲の拡大につながり、今日の事態を招くことになったという本件放送の視点は、当時、参議院社会労働委員会における野党推薦の参考人らがその危険性を明確に指摘していることからみても理解できるところである。

立法自体に問題はなく、その後の改正に問題があったという申立人らの主張も一つの見方としてはありうるが、別の見方も十分な根拠があり、そのような視点に立った本件放送に事実の捏造があったとは言えない。

そこで申立てに関する以下の論点について判断する。

(1) 立法過程で登録型が取り入れられるようになった経過について、放送内容に事実の捏造があったか。

派遣法制定の過程で、登録型を取り込んだ時期について申立人は、「1978年に設置された『労働力需給システム研究会』の時点からそれは立法目的とされていた」、ま

た「そのことを取材の過程で再三説明したが無視された」と主張している。

これに対し被申立人は、「『研究会』『調査会』の段階では、登録型の導入を積極的に立法目的に含む姿勢が示されていない。1984年11月に審議会に正式に提出された『労働者派遣事業の立法化の構想』がその導入について初めて明示的・積極的に言及したのであって、その時点をもって立法過程に取り入れられ、予定される法案の内容として浮上したもの」と主張している。

これについて考えるに、まず、「労働力需給システム研究会」が設置された当時、労働者供給事業（労働者派遣）を原則禁止した職業安定法への抵触を避けるべく、「業務請負サービス」の言葉を使って事実上の人材派遣が横行していた恒常的な違法状況があった。このため、労働法制関係者がそれに対してなんらかの対策をとるべきだと考えていた経緯があった。

こうしたことから、人材派遣の一形態として登録型も検討の対象とされていたであろうことは申立人の主張を待つまでもなく推測に難くないし、実際、検討の経緯が存在していたことは研究会提言や、調査会報告書からもうかがえると、当委員会は判断する。

ただし、研究会、調査会の時点で、登録型の派遣法への導入が想定されていたとみなせるかどうかについては、立場によって判断の分かれるところであろう。

たとえば研究会の提言が「登録型は検討課題とする」との文言に留まった事実は、「登録型こそ派遣の要だと考えていた」ことを番組内で証言している高梨氏とは異なり、登録型を望まず、その導入を立法の目的とすることに反対する立場で研究会に加わっていた参加者もあり、具体的に立法過程に上げる合意が得られなかった経緯を物語っている。

また調査会報告も、登録型の必要性については結論を出していない。

そうした事実を踏まえ、提言や報告書を資料として被申立人が、登録型の導入については研究会、調査会の時点では決定されておらず、「小委員会で登録型が突如水面上に浮上して立法過程に取り入れられた」という立場に立って本件放送を行ったことには相応の妥当性がある。

なお被申立人は、高梨氏が自身の執筆記事（「労働者派遣事業と職安法改正問題」1981年6月）で、「研究会では『登録型』が明らかに否定された」と書いていた事実も援用している。

申立人は、登録型導入が早くから検討されながら表面化しなかった事情を、懇切丁寧に取材者に説明したのに無視されたことをもって、「故意による事実の捏造があった」としているが、当委員会は、報道機関は一般に自らの取材で得ることができた情報（見解）を取捨選択しつつ報道していく主体性を有しているものとする。

そして今回のケースの場合、国民一般にしてみれば登録型を含む法案について審議

会の報告等が公開される以前における水面下での関係者のやりとりの経緯がどんなものであったかは知るべきがない。

本件放送が、「立法過程に登録型が突如浮上した」と報じたのは、水面下の経緯を知りうる官僚や審議会委員の立場ではなく、あくまでも国民の目線で、派遣法の立法過程において、国民的な問題意識の育成や合意形成の時間を持つことなく、急ぎ進められたものであることを伝えようとしたものだと考えれば、申立人らが提供し、報道されるべきであったとする情報（見解）の一部を捨象したとしても、その報道内容に事実の捏造があったとは言えない。

（２）登録型は「ひっそりと派遣法に盛り込まれた」という表現は事実に反するか。

申立人らは、登録型自体が労働力需給システム研究会の時点で早くも議論されており、登録型を盛り込む「構想」をまとめた労働者派遣事業等小委員会の検討も、中央職業安定審議会に常に諮っていた以上、「ひっそり盛り込まれた」という表現は事実に反するし、申立人らが姑息な方法を用いたという事実無根の印象を視聴者に与えたと主張する。

これに対して被申立人は、各種証言や資料を踏まえ、「登録型」を派遣法に取り込む流れが決定的となったのは、1984年10月に労働者派遣事業等小委員会が中央職業安定審議会に、「労働者派遣事業の立法化の構想」を提出した時だとみなしている。こうした見方に相応の妥当性があることは既に上記（１）で示したところである。

被申立人は、関係者を取材する中で、実際には登録型導入のアイデアは、小委員会で検討されたが、小委員会が審議会に提出した「構想」で明言される以前から、高梨氏を中心に着々と練られ、法案に盛り込む機会を慎重に狙っていたと主張する。そして、こうした事実を、申立人ら自身が番組内で述べている証言などから掴んでいたと言う。

その水面下で伏流していた登録型のアイデアが、審議会の終盤近くで浮上し、「急遽、派遣法に盛り込まれた経緯」を指摘して、被申立人は「法案提出の直前にひっそりと盛り込まれたとの表現を使った」と主張している。

「ひっそり」という表現は、「静かに、目立たぬようにするさま」の意味があり（大辞泉）、「派遣法をとにかく通すために、本来必要とお考えの派遣法よりも小さく見せたということですね」という取材者の問いかけに対し、「そう、最初からそうですね」と答えている高梨氏自身の証言と照らし合わせても、この状況の形容としては許容の範囲にあると、当委員会は判断する。

(3) インタビュー証言の使用で、事実についての改編・捏造があったと言えるか。
ア、インタビューの編集に関する双方の主張

① 齋藤邦彦雇用政策課長（当時）へのインタビュー

齋藤氏の「次官ですよ、関さんですよ」の証言は、「派遣法の制定について熱心だったのは誰か」という質問に対する答えだったのに対し、それが「登録型を盛り込んだ張本人は誰か」という問いに答えたかのように編集されたのは「故意の切り貼りだ」と申立人は主張する。

これに対して被申立人は答弁書の中で、登録型の問題点と成立過程についてインタビューしている中で得られた証言であり、質問と回答は切り貼り編集されておらず、一貫したものだとして説明している。

これについては、被申立人が当委員会に提出した答弁書に抜粋掲載されたインタビューの「Q&A」でも、たしかに直前の質問に「登録型」の文言は含まれていない。この点を改めて被申立人へのヒアリングで確認したところ、被申立人は、「登録型の改正等を含めて質問がなされてきたインタビューの流れの中であり、齋藤氏は登録型を含めた派遣法の制定を問われているという認識を持っていたはずだ」と説明している。

② 木村大樹雇用政策係長（当時）へのインタビュー

「誰が言い出したか」というと、まあ、ざっくばらんに言いますと高梨先生」との木村氏の証言は、「審議会を熱心に主導したのは誰か?」「派遣法の制定に熱心だったのは誰か?」という、これまた派遣法一般の質問に対して答えたものであり、それがやはり「登録型」を言い出した張本人について述べているかのように番組内で使用されたのは「故意の改編であり、捏造である」と申立人は主張する。

これに対して被申立人は、「調査会の報告書の段階では、確か、まだ登録型といわれるものについては言及がないと思うんですが、いつごろ登録型という話が沸き起こってきたのでしょうか」と問うた結果として木村氏の証言を引き出したと主張している。

この箇所も答弁書の中で取材時のやりとりが抜粋されており、こちらは確かに木村氏が証言する直前の質問は上記の内容となっている。ただし答弁書では、登録型を問うたこの質問に対して「木村氏は、関係業界からのヒアリングを行い、様々な要望などがあったことを述べられた後に、番組内で使用された証言に至った」として、直前の質問と問題の証言部分の間に多くの言葉が差し挟まれていた事情を説明している。

イ、委員会の判断

上記の点について当委員会は被申立人にヒアリングで質すだけでなく、問題箇所のやりとりを記録した取材VTRから起こした、その前後も含めた反訳文を、申立人、被申立人及び証言当事者の合意の下に入手して検討を重ねた。この結果、明らかに異なる文脈の証言をつなぎ合わせるような意図的な切り貼りまでは認められなかった。

また、そうした取材現場の限定的なやりとりから離れ、大局的な視点に立てば、実際に派遣法は登録型を含む形で制定されており、「派遣法制定に熱心に関わった推進者が誰か」を問う質問は当然、「登録型導入に熱心に関わった人物は誰か」を尋ねる質問内容を含意しているとも考えられる。

そう考えれば取材者と被取材者の間で、取材のトピックが派遣法なのか、その中に含まれている登録型なのかについて認識の不一致があったとしても、質問と答えの間に著しい齟齬があったとまでは言えないことになる。

実際、高梨氏は派遣法の立法過程において重要な役割を果たす審議会等に責任ある立場で関わっていたし、関氏についてはその派遣法制定の重要な過程において労働省職業安定局長、労働事務次官の職にあって、「登録型を含む派遣法」の立法過程に関わる行政側の総責任者であった。

そうである以上、齋藤氏の「次官ですよ、関さんですよ」、木村氏の「まあ、ざっくばらんに言いますと高梨先生」との証言が、登録型を派遣法に盛り込むうえで両氏がキーパーソンであったという印象を視聴者に喚起したとしても事実と反するとまでは言えず、両氏をおとしめる「捏造」とみなすことはできないと判断する。

なお捏造かどうかということとは別に、このインタビュー証言の使用法については全く問題がないというわけではない。この点については後に述べることとする。

(4) 申立人関氏および申立人高梨氏に対する個人攻撃と言えるか。

この問題については、個人の果たした役割についての事実の摘示や論評がもっぱら人身攻撃の目的で行われ、それが許される域を逸脱しているかどうかによって判断されるべきである。

本件放送は、上記のとおり高梨、関両氏の関与で成立した「登録型を含む派遣法」がなかったとすれば、そもそも現在の雇用不安状況もなかったのではないかとする、大きな時間スケールでの因果関係を提示する内容である。

そうした構成をとる以上、派遣法制定に深く関わった高梨、関両氏が大きく取り上げられることは避けられない。そして2人が、現に起こっている社会事象を招いた淵源とみなされる法律の制定に深く関わったこと、また、反対運動で潰されることを懸念して、かなりの期間水面下での作業を続けていたことなどから、その果たした役割や手法について、報道において否定的な印象を与える評価がなされることもやむをえないことと言わざるを得ない。

しかしそれは2人が関わらざるを得なかった状況の深刻さと困難さに由来するものであったことは、視聴者もそれを汲み取ることが可能なものであった。

高梨氏らの法案制定準備作業における手法について、「八百長でやったな」と評する調査会組合特別委員の声が紹介されてはいるものの、本件放送はあくまで、申立人ら

2人が果たした役割、手法について客観的な立場から論じたもので、その人格的、倫理的な面において攻撃を意図したものでないことは明らかであると当委員会は判断する。

3. 放送内容についての評価

(1) 本件放送によって人権侵害があったか。

申立人らは、本件放送が個人攻撃に及び、これによって誹謗中傷を受けたのみならず、特に高梨氏については、放送後間もなく匿名の恫喝電話があり、また、インターネットの匿名掲示板にもスレッドが立つなど、身近に危険を感じ、恐怖感に怯えながらの生活を強いられたと主張しているため、本件放送が申立人らの名誉を毀損したかを検討する。

本件放送は、「派遣切り」として社会問題化した失業と、それに伴う生活基盤を喪失した当事者のみならず、一般市民の間にも大きな関心事になっていた公共の利害に関する事項を取り上げており、事実認定の結果、その放送の内容は主要な点において真実であると認められる。

申立人の高梨氏は、派遣法の立法過程で重要な役割を果たした審議会の小委員会等で座長を務めるなど、準公人として公務に関わっていたと考えられるし、関氏は法律制定作業時の労働事務次官、木村氏は雇用政策係長であり、ともに公人として立法過程に関わっていた。

公共的な事柄に関わる公人の場合、その行為に対する論評として受忍すべき幅が一般人よりも広がることは言うまでもないし、本件放送内容が主題を離れ、いたずらに申立人らの人身攻撃に及ぶ論評に至っているともいえないので、本件放送で申立人らの社会的評価を低下させることがあったとしても、名誉侵害の不法行為の違法性はない。

なおこの点について検討する上で、最高裁判所第一小法廷1989年12月21日判決（最高裁判所民事判例集43巻12号2252頁）で、「公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、もとより表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その対象が公務員の地位における行動である場合には、右批判等により当該公務員の社会的評価が低下することがあっても、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきである」との判断があることは参考になるだろう。

(2) 本件放送に調査報道番組として問題がなかったか。

上記(1)のように、本件放送に人権侵害等の違法性は認められないが、本件放送によって名誉を毀損されたとする申立人らの心情にも理解できる面があることも否定できない。

本件放送は、全体的な評価としては、労働行政を大きく転換させる一方、今日の社会不安の原因とも言われる法律の立法の経過を、大きな時間的スケールで捉えようとする優れた企画であり、その立法作業の中で申立人高梨、関両氏が特に大きな役割を果たしていることを事実に基づいて報道したものと言える。

しかし、その焦点の当て方、あるいは表現の仕方においてなお配慮や工夫が必要であったと思われる点がある。

ア、当委員会で審理されたのは、取材と調査によって到達した事実を報道するに当たっての表現の仕方に関する問題である。

表現の方法は報道機関が自主的に選択できるものであるが、その成果を視聴者に正しく認識させる上で、本件報道が他社の報道との差別化を意識するあまり、過ぎた単純化とセンセーショナルな表現を用いたことが本件放送の真の価値を減殺し、報道された当事者、関係者に必要以上に不快感を催させるような結果になっている。

派遣法立法化の問題は、すでに違法ないしグレーゾーンにあったいわゆる人入れ稼業を行っていた業界からの追認的合法化を求めるプレッシャーや、偽装請負によって不正規労働を利用していた製造業などの意向を抜きにしては考えられないものであり、何らかの立法を必要とする状況の存在と、政財界の意向などを無視して論じることができないものであり、2人の人間の思惑だけで推進されるような単純な問題ではなかった。

しかしそのような切迫した情勢の中で、2人の果たした役割は極めて大きかったことを報道したこと自体には問題がないものの、一方で状況を総合的にみた上での表現におけるバランス感覚はもちろん必要である。

確かに放送では立法時点での状況には触れているし、労働行政の不作為や、その後の対象業務の原則自由化、製造業への拡大にも言及している。しかし2人が果たした役割を強調するあまり、2人に焦点を合わせた言葉だけが強い印象を喚起し、見る人を現在の状況をもたらした責任が挙げてこの2人にあるかのような短絡的な解釈に導く危険がある。

具体的には「驚くべき策略」という表現を用いたり、「ひっそりと盛り込んだ」という否定的印象を強調するような用語を4回も使用したことなどが、そうした問題をはらんだ表現の例として指摘できる。

視聴者の関心を喚起し、番組の訴える力を増すための手法の選択は報道機関の自由

ではあるが、本件に限って言えば、そこまで刺激的な言葉を使わなくても十分に説得力を持った内容であったと思えるので、先に指摘した短絡的な解釈を避けるために一層の工夫が必要でなかったかと考える。

イ、次に、インタビュー証言の使用に関する問題である。

本件放送では「登録型を推進したのは誰か」というナレーションの質問に対し、「関さんですよ」「ざっくばらんに言いますと高梨先生」と答える映像を複数回流している。

当委員会は、登録型を含む派遣法制定を考えていた2人についての証言として、事実の捏造には当たらないとすでに判断したが、その証言の使用、編集にあたり「作為があった」との疑いを抱かせる余地があった点について、放送局側は真摯に反省すべきであろう。

質問と回答のつながりにおいて放送後に被取材者に疑問を生じさせないためにも、取材に当たっては取材者が明確に質問意図を説明し、被取材者の回答についても確認のやりとりを随時挟みながら進めるなど丁寧な取材を心がける必要がある。

また、放送内で使用する証言の構成についても、作為を疑われないよう編集することが、特に証言を丁寧に積み重ねて真相を究明していく調査報道にあっては一般の報道以上に求められるところと言えよう。

以上の点については、放送倫理上問題ありとまでは言えないものの、調査報道が発揮すべき真相究明と批評の力を翳らせかねないものであり、今後の番組制作の上で十分配慮することを求めたい。

III 結論

以上のような判断を経て当委員会は、本件放送には一部に申立人の社会的評価に影響をもたらす表現が含まれているが、申立人らが公人として労働者派遣法の制定に関わっていた以上、論評を受忍すべき範囲は一般人よりも広く認められるし、そもそも放送内容自体にはその重要な部分において事実と反するところがなく、現在の雇用不安に至る原因を探るといった公共性の高い性格を有していることから、名誉毀損などの違法性はないとの見解に至った。従って謝罪・訂正放送の必要は認めない。

また、この調査報道番組を制作するに当たって、インタビュー証言の編集や、放送表現に関してなお配慮すべき点が幾つかあるものの、放送倫理上問題ありとまではいえないとの結論で当委員会は一致をみた。

一般視聴者が知ることの出来ない法律制定のプロセスなどを、深層に切り込む取材で明らかにしてゆく放送の公益性は極めて高いし、公権力の行使を監視し、その運用

を適正に導くと共に、国民の知る権利に応えることは、報道の社会的使命を果たすものである。

そうであればなおのこと、構成や表現において、公正さを疑われることのない報道を追求すべきであろうと当委員会は考える。

IV 審理経過

審理経過は下記のとおりである。

年 月 日	審 理 内 容 等
2009. 3. 3	申立人から「申立書」届く
4. 3	テレビ朝日・朝日放送から 「経緯と見解」・放送同録DVD届く
4. 21	第146回委員会審理入り決定
4. 24	申立人木村氏から「補充申立書」届く
4. 30	テレビ朝日・朝日放送から「答弁書」、添付資料届く
5. 7	申立人から「反論書」届く
5. 18	テレビ朝日・朝日放送から「再答弁書」、添付資料届く
5. 19	第147回委員会、論点整理
6. 16	第148回委員会、審理
8. 4	第151回委員会、審理
8. 18	第152回委員会、審理
9. 15	第153回委員会、ヒアリング・審理
10. 7	起草委員会、結論について合意
10. 20	第154回委員会、「委員会決定案」を大枠で確定
11. 5	持ち回り委員会、「委員会決定」を了承
11. 9	「委員会決定」を通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会
(放送人権委員会)

委員長	堀野 紀
委員長代行	樺山 紘一
委員長代行	三宅 弘
委員	大石 芳野
委員	小山 剛
委員	坂井 眞
委員	武田 徹
委員	田中 里沙
委員	山田 健太